

議題（２）川口市廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の  
運用状況について（報告） 資料

資料１：川口市廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の運用状況・・・・・・・・・・ 1

資料２：事例１ 木くず破砕処理施設の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

資料３：事例２ 積替え保管施設の拡大（足立区長との協議事例）・・・・・・・・・・ 7

川口市廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の運用状況 (平成30年4月～令和2年8月)

	計画概要		処理能力	事業計画地	事業計画書提出日	説明会実施日	説明会参加人数(延べ)	意見書件数	承認書交付日	廃棄物処理法の許可日	特記事項
	施設の種別	品目等									
1	廃棄物処理施設 (新設)	木くず (破碎処理)	112.20t/日(11時間) 231.77t/日(11時間)	領家5丁目	H30. 4. 1	H30. 8. 6 ※	14名	0件	H30.11.15	H31. 3.18 R 2. 3. 9	県から引継ぎ 法14・15条
2	積替え保管施設 (新設)	がれき類	保管上限 46.0m <sup>3</sup>	柳崎1丁目	H30. 4. 1	H31. 3. 9 H31. 3.12 H31. 3.15	3名	0件	R1. 8.19	R 1.12.19	県から引継ぎ 法14条
3	廃棄物処理施設 (新設)	汚泥 (造粒固化)	1039.5m <sup>3</sup> /日(11時間)	西新井宿	R1. 7.11	R1.11. 9 R1.11.24 R1.11.25	15名	0件	R2. 5.14		廃棄物処理法の業 の許可申請受理日 R 2. 9. 1 法14条
4	廃棄物処理施設 (新設)	廃プラスチック類 (破碎処理) 他	1.30t/日(8時間)	道合	R1. 8. 5						計画の中止 (廃止届提出) 法14条
5	積替え保管施設 (変更:保管量増大)	がれき類	保管上限 8.0m <sup>3</sup> →60.0m <sup>3</sup>	本蓮4丁目	R2. 3. 4	R2.9.28 R2.10.1 R2.10.3 (予定)					足立区長との協議 法14条
6	廃棄物処理施設 (新設)	汚泥 (脱水)	260.75m <sup>3</sup> /日(8時間)	領家4丁目	R2. 6.25	(未定)					自己処理施設 法15条
7	積替え保管施設 (新設)	燃え殻、汚泥、廃油、廃 酸、廃アルカリ、廃プラ スチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリー トくず・陶磁器くず、鋳 さい、ばいじん	保管上限 171.4m <sup>3</sup>	朝日5丁目	R2. 7.31	R2.9.19 R2.9.24 R2.10.7 (予定)					法14条

※ 木質バイオマスの活用促進のための適格事業者として市長の認定を受けているため、説明会は1回。(規則第11条第4項)

11

## 事例 1 木くずの破碎処理施設の新設

### 1 事業者

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目 1 1 番 1 0 号  
株式会社クワバラ・パンぷキン 代表取締役 桑原 幹夫

### 2 事業地

川口市領家 5 丁目 5 0 0 0 番 1 3 (面積: 3, 5 2 0. 1 1 m<sup>2</sup>)

### 3 事業概要

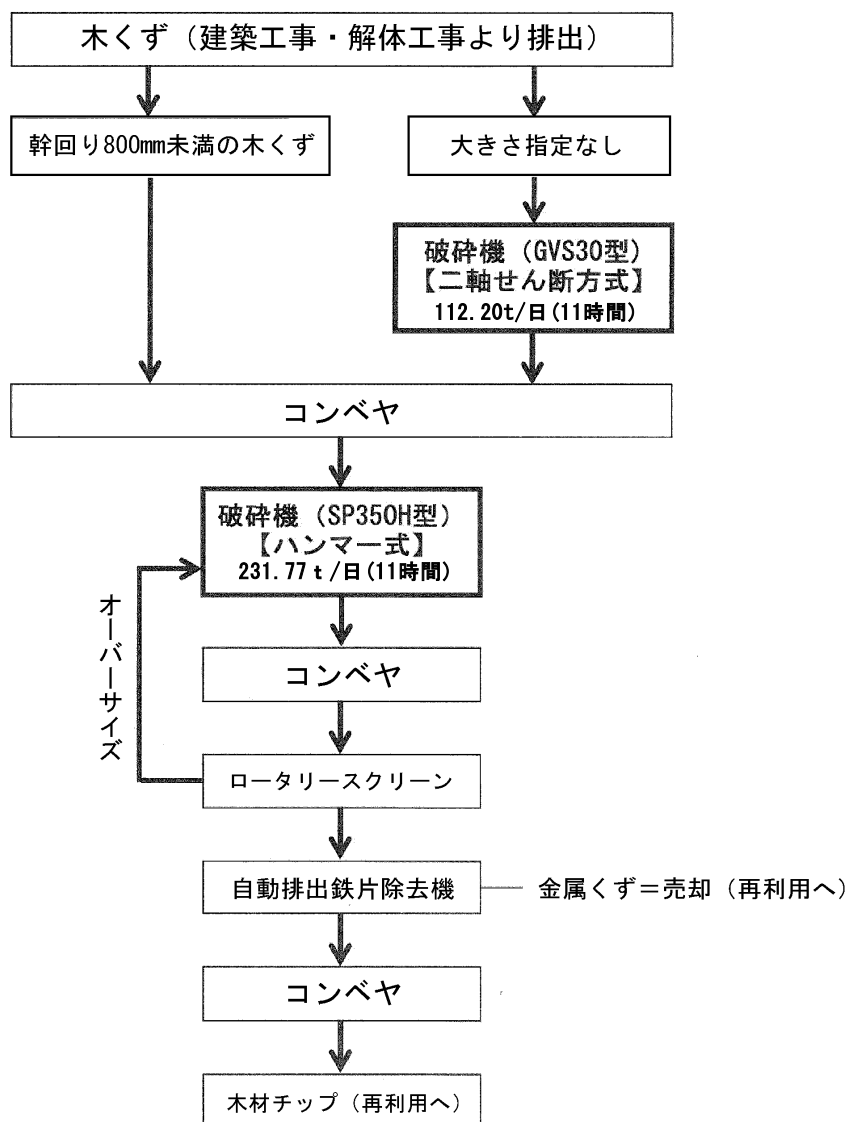
木くず (一般廃棄物及び産業廃棄物) の破碎

### 4 廃棄物処理施設

#### (1) 処理施設一覧

No	施設の種類	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
1	破碎施設	GVS30型ガリバー 112.20t/日 (11時間)	二軸せん断方式	木くず
2	破碎施設	SP350H型シュレ ッダー 231.77t/日 (11時間)	ハンマー式	木くず

【処理フロー図】



(2) 保管施設一覧

No	廃棄物の種類	保管容量	保管面積	保管高さ等
1	木くず (処理前)	701.3 m <sup>3</sup>	294.0 m <sup>2</sup>	4.0 m (屋内)
2	木くず (処理前)	234.0 m <sup>3</sup>	144.0 m <sup>2</sup>	3.0 m (屋内)
3	木くず (処理後)	219.6 m <sup>3</sup>	72.9 m <sup>2</sup>	4.0 m (屋内)
4	木くず (処理後)	229.4 m <sup>3</sup>	76.2 m <sup>2</sup>	4.0 m (屋内)
5	木くず (処理後)	219.6 m <sup>3</sup>	72.9 m <sup>2</sup>	4.0 m (屋内)

## 5 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例及び 廃棄物処理法に基づく手続について

### ○条例に基づく手続について

平成30年	4月	1日	廃棄物処理施設設置等事業計画書等受理
平成30年	6月	29日	関係地域設定通知交付
平成30年	7月	19日	告示・縦覧開始(平成30年8月17日まで実施) 周知計画書受理
平成30年	8月	6日	事業計画説明会開催
平成30年	8月	21日	事業計画説明会等実施状況報告書受理
平成30年	9月	20日	審査結果通知交付
平成30年	10月	16日	措置状況報告書受理
平成30年	11月	15日	設置等承認書交付

### ○廃棄物処理法に基づく許可申請手続について

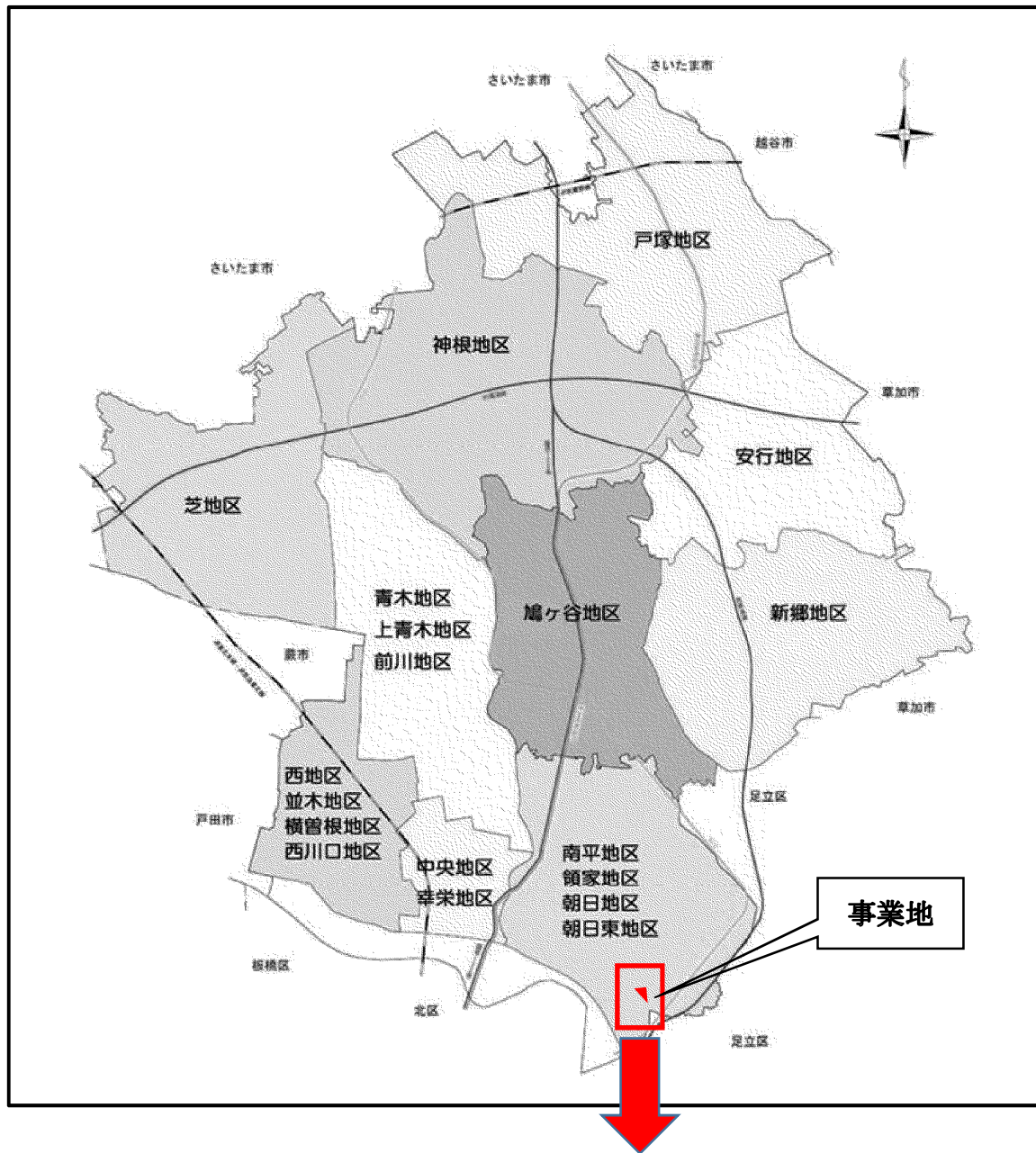
平成30年	12月	25日	産業廃棄物処理施設設置許可申請	
平成31年	3月	18日	産業廃棄物処理施設設置許可	
令和	2年	1月	30日	産業廃棄物処分業新規許可申請
令和	2年	3月	2日	産業廃棄物処理施設設置者に係る一般 廃棄物処理施設設置届出
令和	2年	3月	9日	産業廃棄物処分業許可

### ○稼働

令和	2年	4月	1日	事業開始
----	----	----	----	------

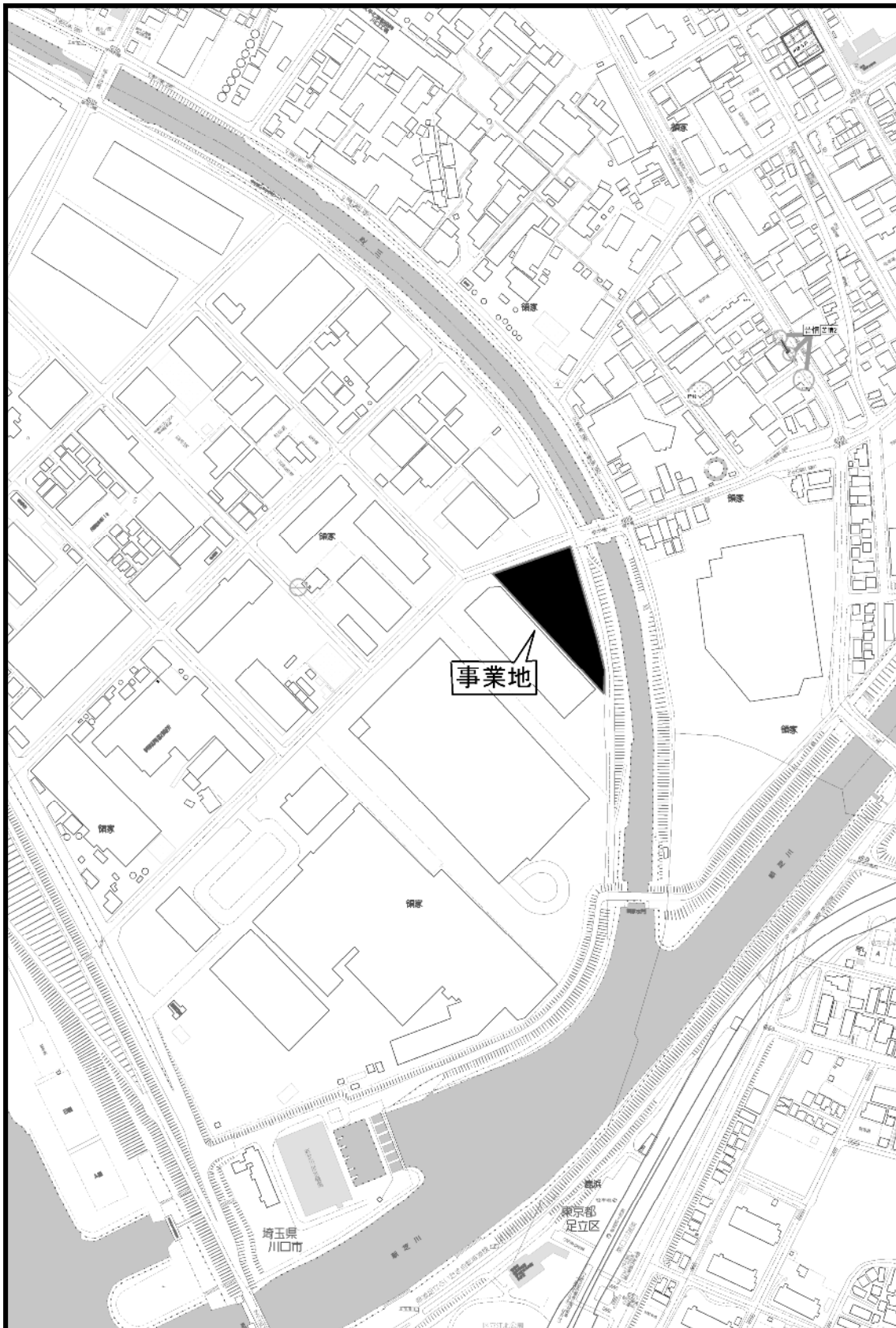
※事業地の位置について

【川口市全域地図】



事業地周辺については、次頁でご確認ください。

【事業地周辺地図（拡大図）】



## 事例 2 積替え保管施設の拡大（足立区長との協議事例）

### 1 事業計画者

埼玉県川口市本蓮四丁目 5 番 1 0 号  
株式会社 F U J I 代表取締役 佐藤幸一

### 2 事業計画地

川口市本蓮四丁目 2 6 0 0 番 2 9（面積：3, 3 7 2. 9 5 m<sup>2</sup>）  
※事業計画地から 2 0 0 m の範囲を関係地域とする。（別紙関係地域図参照）

### 3 事業計画概要

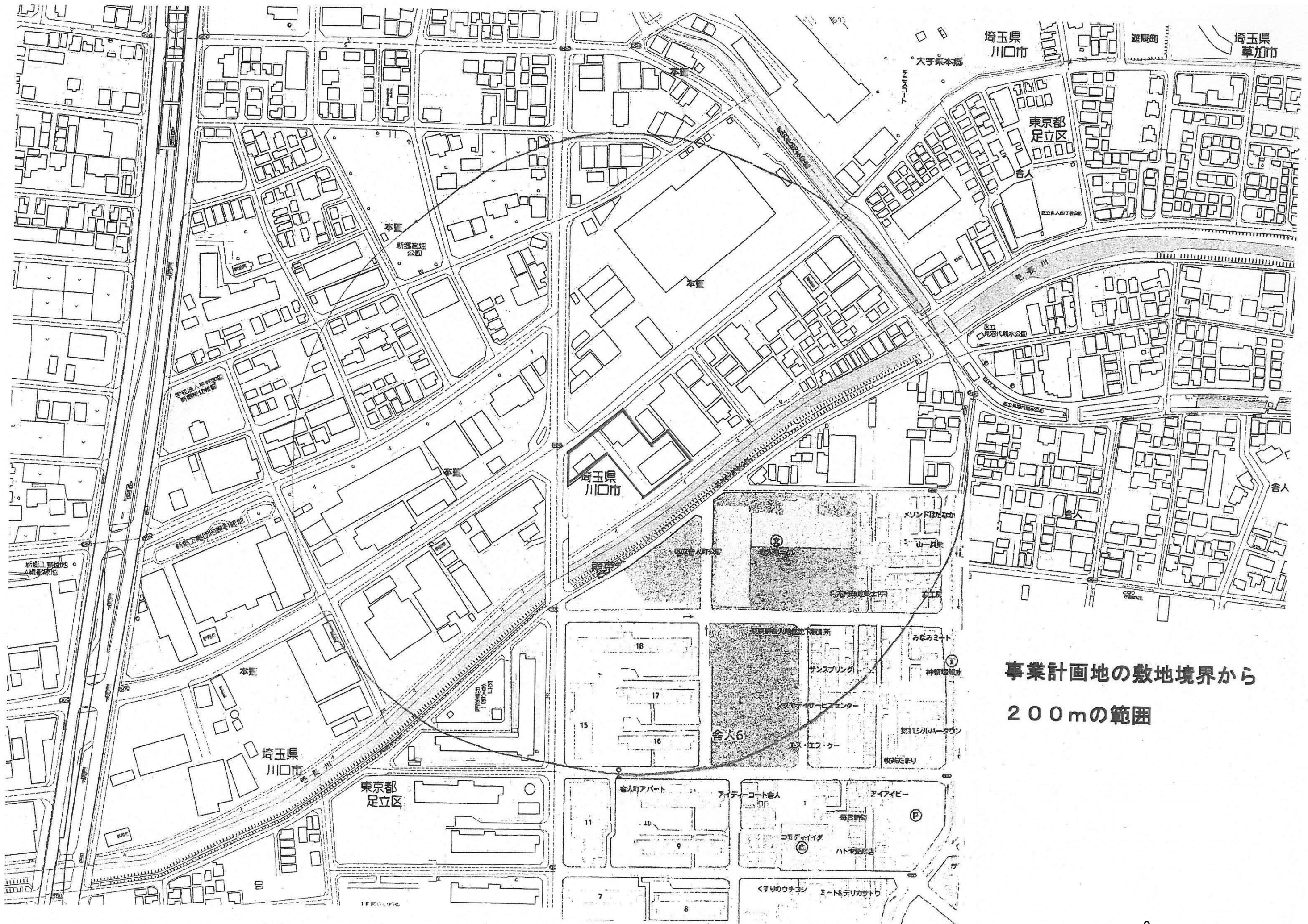
産業廃棄物処分業及び収集運搬業（積替え保管含む）を行っている既存の事業地内において、積替え保管を行う廃棄物の保管量の増大を行うもの。

変更前		変更後	
産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	8 m <sup>3</sup>	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	<u>6 0 m<sup>3</sup></u>

### 4 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例に基づく手続の進捗状況

令和 2 年 3 月 4 日 廃棄物処理施設設置等事業計画書等受理  
令和 2 年 6 月 3 0 日 足立区へ協議書送付  
令和 2 年 7 月 1 0 日 関係地域設定通知交付  
令和 2 年 9 月 1 4 日 足立区へ周知計画書の写し送付  
令和 2 年 9 月 1 5 日 告示・縦覧開始





**事業計画地の敷地境界から  
200mの範囲**